

令和4年1月1日から 任意継続被保険者の資格喪失事由が追加されます

任意継続被保険者制度は、健康保険の被保険者が退職した場合、最大2年間引き続き加入することが出来る制度ですが、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」により健康保険法等が改正されました。

この改正により令和4年1月1日から、任意継続被保険者の資格喪失事由が追加されます。

改正のポイント

● 任意継続被保険者ご本人の申出により資格喪失できるようになります。

- ・ 任意継続被保険者が、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を、保険者に申し出た場合には、被保険者の資格を喪失することが出来るようになります。

● この改正は、令和4年1月1日から施行されます。

- ・ 任意の資格喪失の申出は、令和4年1月1日以降に受理いたします。申出を受理した日の属する月の翌月1日に任意継続被保険者の資格を喪失することになります。
（令和4年1月中の申出の場合、令和4年2月1日に資格喪失します。）

参考：任意継続被保険者の資格喪失事由

- ① 被保険者の資格取得後2年を経過したため。
- ② 被保険者が死亡したため。
- ③ 保険料が納期期日までに納期されなかったため。
- ④ 健康保険の被保険者資格を取得したため。
- ⑤ 後期高齢者医療制度該当のため。
- ⑥ （令和4年1月1日より追加）

任意継続被保険者が、任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を保険者に申し出た場合。